

公共事業を支える

① 持続可能な建設業に向けた担い手の確保

問合せ先 建設企画課

建設業就業者数は建設投資の減少に伴い減少しており、平成7年度のピークのときに比べると6割程度となっています。

また、就業者の年齢構成については、50歳以上が5割を超えており、今後、大量退職が見込まれることから、建設業の担い手不足が懸念されます。

建設業の担い手確保・育成に関する県の取組

産学官連携して、建設業の中長期的な人材確保育成の取り組みのあり方を検討することを目的として、平成26年7月に「産学官連携建設業人材確保育成協議会」が設立され、県も構成員として協議会に参画し、人材確保・育成等に関する取り組みを行っています。

■ 人材確保・育成

- ・（一社）長崎県建設業協会、長崎県建設産業団体連合会に対して、新規高卒者のハローワークへの早期求人申し込みについて協力依頼を行っています。
- ・ 総合評価落札方式の入札において、45歳未満の若手技術者や女性技術者を対象に加点を行うことで、若手・女性活躍を推進します。
- ・ 令和元年度より、（公財）長崎県建設技術研究センターにおいて、建設業入職後の若手技術者を対象とした土木施工管理に関する短期研修として「土木施工管理基礎研修」を実施しています。
- ・ 高校教員と県内建設企業との意見交換会を令和元年度から開催しています。建設企業の求める人材や高校生の就職傾向、学校との教育連携などについて意見交換を行い、より多くの生徒が建設業に興味を持ち、県内企業を就職先として選んでもらうことを目指しています。



～土木施工管理基礎研修の様子～



～企業と高校の意見交換会～

■ 多様な人材の活用(女性・外国人など)

- ・ 「ながさき建設女子ネットワーク」（愛称“よりより”）を設立し、女性が建設業で活躍できる環境づくりに向け、女性自身の視点で課題を解決していくための意見交換会や、女子学生等を含めた見学会・交流会等を開催しています。
- ・ 次世代建設企業経営者向けセミナーを開催し、女性活躍の推進や、外国人材の適正な受入れ・定着促進等についての情報提供を行い、経営者の意識改革をサポートしています。



“よりより”シンボルマークと
会員登録フォーム

建設業の魅力、働きがいの発信に関する県の取組

建設業で働くことは、大切なひとの暮らしを創り、守ること。そして、こどもたちの未来をつくること。そんな「建設業の魅力」と社会的な意義を発信しています。

「土木の日」や現場見学会による情報発信

11月18日が「土木の日」であることにちなんでイベントを開催しています。

県内各地で業界団体と連携し「土木の日」をPRするイベントを開催しています。

また、国・県・市・長崎大学・業界団体で長崎県「土木の日」実行委員会を組織して、令和7年度は長崎市浜町ベルナード観光通りでパネル・模型展を開催し、多くの方で賑わいました。



機会あるごとに現場見学会を設け、事業の目的や必要性、進捗状況、建設業の魅力を理解していただく場としています。

公共事業の役割やそれを支える建設業の魅力を発信するため、「1万人、土木・建築体験プロジェクト」の一環として、親子、中高生、女性など様々な方を対象に現場見学会を実施しています。



土木部広報誌(DOVOC通信)

道路や港、川などの事業内容及びその効果など「土木」に関するホットな話題を紹介するために、平成19年8月から年3回(令和4年度より年4回)発行しています。

県の主要な事業を紹介するとともに、県内の土木に関する情報を発信しています。

工夫をこらした特集や各種イベント、土木部の取組などをお伝えしていきます。



インフラツーリズムの推進

ダムや橋など普段入れない構造物内部の見学や迫力ある景観を楽しみつつ、土木技術を学べるインフラツーリズムを推進します。

県内のインフラ施設を観光資源として発掘・整備し、地域の独自性を活かした魅力ある観光コンテンツとして活用するため、官民による推進体制を構築するとともに、モデル地区におけるモニターツアーを実施しています。



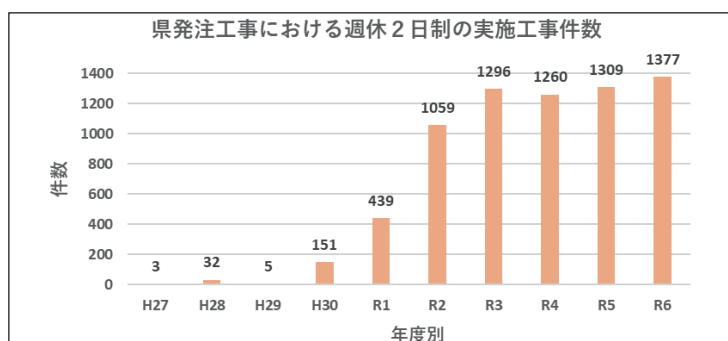
女神大橋モニターツアーの様子

② 建設業における働き方改革・労働環境改善に向けた取組 問合せ先 建設企画課

建設業はものづくりの楽しさや地域貢献のやりがいを感じられる職業ですが、一方で、労働時間が長い、休みがとれない、危ないなど、就職を敬遠されるイメージがあるのも事実です。若者や女性から選ばれる職業にするためには、働き方改革を実施し、労働環境をさらに改善していく必要があります。

働き方改革・労働環境改善に関する県の取組

- ・県が発注する工事において、「週休2日モデル工事」を実施しています。これは、現場や現場事務所が閉所された状態を週に2日確保することを目的に発注された工事で、閉所された状況により発生する経費を工事費用として計上することになっています。
- ・また、長崎県内の国、市町などの機関と協力し、毎月第2・第4土曜日・日曜日を一斉連休にするキャンペーンを実施するなど、制度の推進に努めています。



- ・建設現場において女性技術者等に不評であったトイレについて、快適トイレ（女性にも活用しやすいトイレ）を原則化し、また女性更衣室等の設置など、職場環境の改善をさらに進めます。
- ・近年は夏季において猛暑日が続くなど厳しい現場条件が頻発しており、現場の施設や設備に対する熱中症対策などの現場環境改善について需要が高まっていることから、現場環境改善費の積算に関する基準を改定しています。



～「快適トイレ」の一例～



～空調服～



～メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置～

③ インフラ分野におけるDXの推進

問合せ先 建設企画課

近年、データやデジタル技術の普及・拡大により、インターネットやソフトウェアの技術革新が急速に進んでおり、これまでの業務を効率化する変革「デジタル・トランスフォーメーション（DX:Digital Transformation）」が様々な業界で本格的に進展しています。

社会を支えるインフラ分野においても、生産性向上を目的にDXを積極的に進めていく必要があります。

そこで、官民一体となってDXを進めていくために、建設産業の目指す姿や重点的に取り組む事項を示した「長崎県インフラDXアクションプラン(第1版)」へ改定し、ホームページで公開しています。



DX推進に関する県の取組



三次元データの活用

現在、webサイト「オープンナガサキ」として県全域の三次元点群データを公開しています。

今後は、構造を立体的に確認できる三次元データを測量、設計、施工、維持管理の各段階において活用し、業務の効率化を図っていきます。

施工の効率化（ICT施工）

事業者に対して、省力化や生産性向上が見込まれるICT施工を普及させるために、ICT技術研修を県内各地で実施しています。

なお、研修の内容は地域や企業のニーズに応じたICT技術に関する講義や製品紹介で構成しています。



災害対応の迅速化

迅速に災害復旧工事を実施するため、ウェブ会議システムなどのデジタル技術を活用して、災害状況を説明しています。

ウェブ会議システムは移動に要する費用や時間を縮減でき、災害時以外でも活用しています。

ドローンの活用

職員が災害状況の早期把握と情報収集のほか、インフラ点検や事業予定地の調査などで無人航空機を活用するため、「ドローン研修」を開催しています。



4 建設業の再生に向けた取り組み

問合せ先 監理課、建設企画課

建設業法に基づき、建設業の許可や経営事項審査等の事務、建設業者の指導・監督、建設工事の紛争解決等を行っています。

建設業の許可

軽微な建設工事以外の工事を請負うために必要な建設業の許可を行っています。

※軽微な工事とは

建築一式工事の場合：1,500万円未満の工事又は
150㎡未満の木造住宅工事

建築一式工事以外の場合：500万円未満の工事

入札参加資格審査

県発注の建設工事や建設関連業務の入札参加資格の審査を行っています。

建設業者の指導・監督

建設業者が建設業法やその他の法律に違反する行為を行った場合は、調査の上、指導・監督を行います。

経営事項審査

公共工事の入札参加資格の評価基準となる建設業者の経営事項審査を行っています。

長崎県建設工事紛争審査会

県知事許可業者等が関わる建設工事請負契約の紛争解決機関として設けられています。

建設業の経営革新・新分野進出等への支援

建設業の経営革新や新分野進出等を積極的に行おうとする者に対し、次のような国や県等の各種支援制度の紹介や活用促進を図っています。

◎経営相談・アドバイス

◎資金的援助

◎技術・研究開発支援

◎各種支援制度等の情報提供

技術・技能者育成、元請・下請適正化等の取組

公共工事の品質確保・安全管理を図るとともに、技術者・技能者の育成と建設労働環境改善、下請業者保護のため、次のような取り組みを行っています。

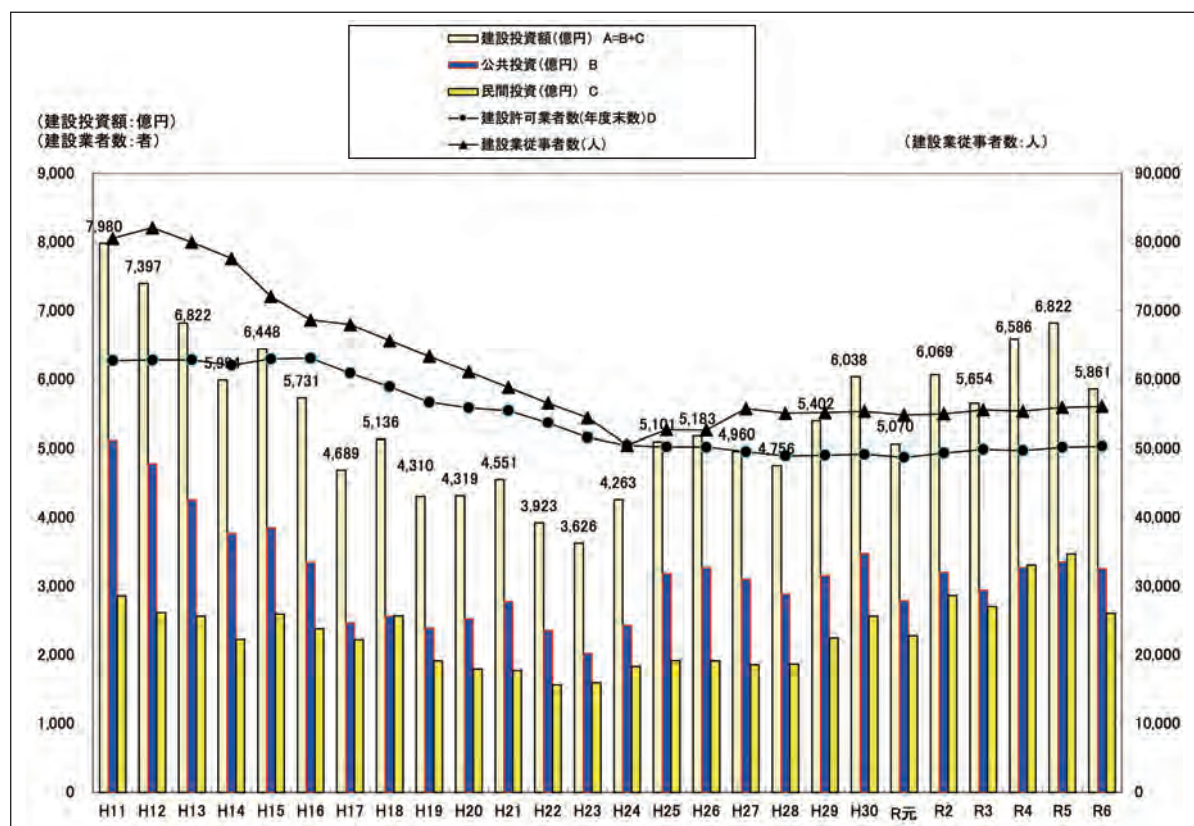
◎若手技術者・技能者の人材確保・育成

◎建設労務単価適正調査

◎元請・下請契約等適正化指導

◎県工事等で下請代金等の未払業者を県工事入札から排除

長崎県内の建設投資額・建設業許可者数・従事者数・完工高経常利益率の推移



5 入札・契約制度

問合せ先 建設企画課

長崎県では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「官製談合防止法」等に基づき、入札・契約の適正化を進めています。

■ 入札・契約適正化の4つの柱と長崎県の取組

(1) 透明性の確保

- ①発注予定や入札結果などの入札・契約情報を公表しています。
- ②学識経験者等からなる長崎県入札監視委員会を設置し、入札が適正に行われているかどうかチェックしています。

(2) 公正性の促進

- ①最も公正な競争を促すことができるとされている、一般競争入札の適切な活用を図っています。
- ②価格と品質が総合的に優れた調達を実施する総合評価落札方式の適切な活用を図ります。
- ③指名競争入札の業者選定は、恣意性を排除したシステムにより行っています。

(3) 適正な施工の確保

- ①技術と経営に優れた業者を入札参加資格で高く評価しています。
- ②施工プロセスチェックや建設営業所立入調査により、工事が適正に行われているか、また建設業法等が順守されているかどうかのチェックを行っています。
- ③ダンピング受注を防止する対策を行っています。

(4) 不正行為の排除の徹底

- ①談合や工事の一括下請けなど不正行為の防止対策を行っています。
- ②不正行為があった場合のペナルティを強化しています。
- ③不正行為に発注者や第三者が関与しないようなシステムを作っています。

■ 経済や雇用への影響を考慮した施策を実施しています

- ①WTO対応工事以外の工事の県内企業への優先発注
- ②県発注工事の受注者に対する原則県内企業への下請負
(平成21年4月より)

県内下請活用率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	84.0%	87.4%	85.6%	85.0%	85.0%	84.7%	83.2%

- ③県発注工事の受注者に対する県内産建設資材の優先使用の要請
(平成21年4月より)

県内資材活用率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	99.1%	99.4%	99.4%	98.9%	99.4%	99.1%	98.2%

■ 長崎県の入札制度の特徴

- (1)談合防止策の一つとして、予定価格や最低制限価格、入札参加者名は落札決定後に公表しています。
- (2)落札決定の基準となる最低制限価格(下限額)は、入札参加者が入札書を入れた後に公開でランダム化を行って決定しており、情報が事前に漏れることを防いでいます。
- (3)工事品質の確保のため、WTO対応工事や国の受託工事を除き、総合評価方式により一般競争入札に付する全ての工事で履行確実性評価方式を適用します。
- (4)入札は電子入札で実施しており、入札回数は1回限りとし、落札者がいなかった場合の最低応札者との随意契約は行っていません。

■ 長崎県入札監視委員会の知事報告



■ 長崎県が行っている入札方式

競争入札の方式	入札の参加資格及び入札の特徴 (工事施工可能な者が前提)
①WTO型 一般競争入札	入札参加資格に一切の地域制限のない、国際競争入札の対象となる入札です。
②制限付 一般競争入札	県入札参加資格者名簿登載者であることが条件で、企業の営業所所在地等による入札参加資格の制限があります。
③通常型 指名競争入札	県入札参加資格者名簿登載者の中から県が一定数を指名選定します。

6 公共事業の円滑な推進

問合せ先 用地課

道路や河川の整備、交通安全対策、砂防施設の整備等の公共事業を計画どおり実施するためには、用地の確保が事業成否のカギを握るといわれています。土地を譲っていただいたり、建物等の物件の移転をお願いする場合には、説明会や調査等を実施し、関係者の皆様と協議を行いご理解とご協力をいただいています。

■ 用地の取得

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 事業説明会(用地説明会) | 5 契約の締結 |
| 2 用地測量 | 6 土地登記・建物等の移転・土地の引渡し |
| 3 土地の評価及び建物等の調査・補償額の算定 | 7 補償金の支払い |
| 4 契約のための協議 | |

■ 用地関係連絡調整会議で用地取得の促進

地方機関毎に設置する「用地関係連絡調整会議」を活用し、建設部長等を中心として、事業課・用地担当課の連携の下、事業計画工程表に基づき計画的かつ円滑な用地取得を促進します。

■ 国直轄事業の推進

国直轄事業の用地取得の円滑化のため、代替地のあっ旋・提供を行う等側面的に支援しています。

■ 土地収用

公共用地の取得については、話し合いによる合意を原則にしていますが、

- 1 土地の境界について争いがあるとき
- 2 土地建物等の所有権・その他所有権以外の権利等について争いがあるとき
- 3 補償金の額について、納得が得られないとき

等のため協議できない場合、また、充分協議した上でも合意が得られない場合は、土地収用法に基づき、事業の認定を受けたうえで、収用委員会における審理を経て解決する場合があります。

土地収用法とは

公共公益事業の円滑な実施と国土の適正かつ合理的な利用をはかるため、公共の利益の増進と私有財産の保護との調整を立法目的とするものです。

■ 所有者不明土地の活用

所有者不明土地法（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）に関して、

- 1 収用委員会の裁決に代え、知事が裁定を行う、公共事業における収用手続きの合理化・円滑化に関する事務
- 2 知事が裁定を行う、地域福祉増進事業（利用権の設定）に関する事務

所有者不明土地法とは

所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効率的な探索を図るため、必要な措置を講じ、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とするものです。

7 公共事業の適正な推進

問合せ先 建設企画課

公共工事品確法や公共工事適正化法の趣旨を広く周知するとともに、県発注工事の品質確保と受注業者の施工体制の適正化を図ります。また、公共投資の効率性・透明性を高めるとともに、幅広く情報を提供し、県民の理解を得るために努力していきます。

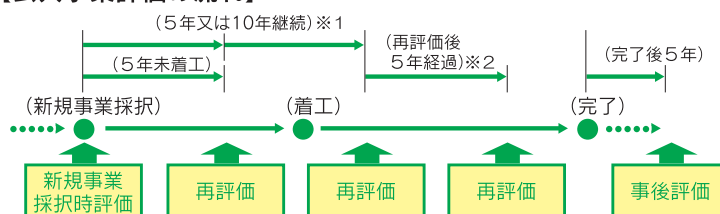
■ 公共事業評価

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価、再評価、事後評価を実施しています。また、客観性、透明性を確保するため学識経験者等から構成される公共事業評価監視委員会を設置し、再評価と事後評価の実施手続きの監視と対応方針（原案）に対する審議を行い、不適切な点または改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を受けることにしています。



現地調査の様子

【公共事業評価の流れ】



※1 補助事業は5年、交付金は10年（ただし、5年以上経過した時点で、再評価が必要と判断される事業についても実施）

※2 再評価後5年経過する前に、工期延長または事業費増額の変更を行う場合は、その時点で再評価を実施